

京都市告示第314号

景観法第19条第1項の規定に基づき、以下に掲げる建造物を景観重要建造物に指定しましたので、告示します。

平成24年11月8日

京都市長 門川大作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
片岡邸	京都市上京区小川通中立売上る小川町205番1(一部), 205番2
遠藤邸	京都市下京区楊梅通室町西入上柳町227番
生谷邸 (生谷敬之助)	京都市上京区室町通鞍馬口下る二丁目竹園町15番
小西邸	京都市伏見区深草直違橋六丁目303番, 302番(一部), 304番(一部)

(都市計画局都市景観部景観政策課)